



< 企業再編 営業年数 >

よい自分は残しつつも悪いところを断ち切って、新しい自分になりたい。そして、その新しい自分を評価してほしい。誰もが思う気持ちです。企業再編はそうした思いで、さらに強固な会社になるためにも利用されます。経営事項審査においてもこれに対応して、合併、会社分割、事業譲渡において、「新しい自分」を評価する制度が用意されています。この場面において、よい自分をどれだけ引き継げるかは重要なポイントになります。そこで、今回は「建設業の営業継続の状況 営業年数」について考えてみます。

建設業において「営業年数」は重要な位置を占めています。(この点に関しては、WiseNET2008.08月号<越えられない壁? 天からの贈り物? 営業年数>参照) 営業年数5年以下で0点ですが、営業年数35年以上で60点です。その他の審査項目(W)で570点、総合評定値(P)換算で85.5点の差になります。1年あたりでは、その他の審査項目(W)で19点、総合評定値(P)で2.85点増えます。ただで貰えるのですからこの差は大きいと言わなければなりません。

企業再編はその目的や法制度、税制上の取り扱いの差などにより適宜最適な方法により行われると思いますが、建設会社においては経営事項審査における違いも重要な問題です。なお、今回の「営業年数」については下記の表のような取り扱いとなっています。

営業年数を最も長くするにはどの手法を採用して企業再編するのがよいかを十分研究しなければなりません。たとえば、吸収合併の場合にはどちらを存続会社にするかとか、あるいは分割会社が複数の場合の新設分割では、営業年数は全ての分割会社の分割前の営業年数の算術平均になりますが、これはかえって営業年数を短くしないかとかいろいろ考えなくてはなりません。

■企業再編の形態別 採用される営業年数

合併	
吸収合併	存続会社の建設業の営業年数
新設合併	消滅会社の建設業の営業年数の算術平均
会社分割	
吸収分割	承継会社の建設業の営業年数 審査基準日からさかのぼって6月以内に新たに建設業者になった承継会社の場合 分割会社の分割前の建設業の営業年数(分割会社が複数の場合には、全ての分割会社の分割前の営業年数の算術平均)
新設分割	分割会社の分割前の建設業の営業年数(分割会社が複数の場合には、全ての分割会社の分割前の営業年数の算術平均)
事業譲渡(建設業に係る営業の全てを譲渡する場合)	
新たに会社設立以外	譲受会社の建設業の営業年数
新たに会社設立	譲渡会社の建設業の営業年数の算術平均

注: 建設業を引き継がせる会社が平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更正手続開始の決定を受け、かつその審査基準日以前に再生手続終了の決定又は更生手続終了の決定を受けていない場合には、その会社の建設業の営業年数は0年として取り扱う。

たかが営業年数とも考えがちですが、営業年数の差を埋めるには長い年月がかかり、またその差を埋めるには多くの工事量、利益が必要であり、この厳しい経営環境では決して侮れない項目です。

企業再編は「経審」上いろいろな問題が発生する場合がありますので、監督官庁との事前の打ち合わせを実施し取り返しのつかない事態にならないようにしましょう。

W I S E N E T 編集部 松 村 清 (税理士)